

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第 23 条第 5 項の規定により下記のとおり情報を提供いたします。

■対象期間：2023 年 10 月 1 日～2024 年 9 月 30 日

□許可番号 派 34-300008
□許可年月日 2004 年 5 月 1 日
□事業所の名称 株式会社日本コンコードシステム 本社
□事業所の所在地 〒733-0003 広島県広島市西区三篠町 3-6-5 グランディール三篠 2F 201 号

記

□労働者派遣等の実績

1 派遣労働者の数(2025 年 6 月 1 日現在)	62	(名)
2 派遣先の実数(事業年度あたりの事業所数)	31	(件)
3 労働者派遣の料金の額の平均(1 日 8 時間あたりの額)	14,282	(円)
4 派遣労働者の賃金の額の平均(1 日 8 時間あたりの額)	10,159	(円)
5 マージン率(小数点以下一位未満を四捨五入)	28.9	(%)

※マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要となる経費は派遣労働者の賃金だけではありません。

派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

- 派遣労働者の社会保険料／派遣労働者の社会保険料は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています
- 派遣労働者の有給休暇費用／派遣労働者が有給を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています
- 募集費・教育費・福利厚生費／派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します
- その他の経費／その他にも社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費があります

□労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2026 年 3 月 31 日

□派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の種類	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給
入職時訓練	新規採用者	OJT/OFF-JT	派遣元/派遣先	無	有
ビジネスマナー研修	1 年以上の雇用見込	OJT/OFF-JT	派遣元/派遣先	無	有
職能別訓練	1 年以上の雇用見込	OJT/OFF-JT	派遣元/派遣先	無	有

*キャリア・コンサルティング相談窓口 TEL(082)237-4880(研修担当まで)

□その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- 1 社会保険（健康保険・厚生年金保険）、労働保険（雇用保険・労災保険）の適用事業所
- 2 有給休暇制度
- 3 定期健康診断、ストレスチェックの実施
- 4 産前産後・育児・介護休業制度